

決 議

(平成19年5月17日 於 通常総会)

社団法人日本産業機械工業会

平成18年度のわが国経済は、緩やかながら息の長い成長が続いた。好調な企業業績を反映し設備投資は高水準の伸びを持続、個人消費も底固く推移した。一方輸出は、北米経済の減速や原油価格の高騰等により伸びが鈍化する傾向が見られたものの、全体としては世界経済との連関を更に強めながら増加を続けた。また、内外需の拡大により生産も堅調に推移した。

このような情勢下、当工業会の平成18年度産業機械の受注総額は、6兆2,094億円、対前年度比2.1%増と2年連続で6兆円を上回った。平成19年度は対前年度比2.2%増と5年連続の増加を見込み、我々産業機械業界も全体としては回復から成長へと進展しつつある。この進展には外需の拡大が大きく関わっており、この10年で1割以上も増加し、受注総額に占める外需の割合は4割を超えた。

国際市場はわが国製造業の成長の源泉のひとつであり、今後も国際市場の中で成長を持続し、国際競争力をより強化させるためには、「ものづくり」が益々重要となる。欧米諸国との国際競争やアジア諸国の追い上げが加速する中、政府におかれては、付加価値が高く成長性の高い技術や新産業を次々に誕生させる環境を整備し「ものづくり」の力を益々高め、わが国が世界のイノベーションセンターとなるべく各種施策に果敢に取り組まれることを期待する。

我々産業機械業界も、わが国経済の大黒柱である製造業の発展を支える「ものづくり」を一層強固なものとするため、高品質で信頼のおける製品と高い技術力を提供し、わが国産業の国際環境での競争力強化に貢献する必要がある。同時に、地球環境という大きなテーマに貢献するための先進技術や製品を供給し、「安全・安心な社会」「環境にやさしい社会」の実現に向け大きな役割を担っていかなければならない。

よって、当工業会は政策当局に対し、わが国産業の発展と環境保全の推進を両立させながら持続的な経済成長を実現するための諸施策について以下の通り要望するとともに、業界の決意を表明する。

．政策当局への要望

1．製造業の競争力強化に向けた施策

- (1) わが国のイノベーションは民間企業が中心に推進してきたが、知の高度化に伴い研究開発・技術革新の創出プロセスは益々複雑化・大規模化している。「科学技術創造立国」の実現に向け、産官学の連携や補助金、補助事業の充実等を更に強化することが必要である。
- (2) 新事業の事業化や事業再編等企業経営の効率化・活性化を図る上で阻害要因となる規制の緩和、撤廃を図るとともに、政策的支援を一層充実させること（例：新事業・新技術・新エネルギーの市場導入支援、廃棄物の有効利用の推進、経済の国際化を踏まえた事業再編基準の見直し、柔軟な雇用制度の導入、等）。
- (3) 団塊世代の大量退職により技術・技能の伝承が益々難しくなっている。政府と産業界が協力して、能力をもった人材を的確に供給し、或いは企業の人材育成を支援できる体制を強化するとともに、「ものづくり」を支える技術系、理工系人材の育成・確保等を総合的に進めること。
- (4) 世界経済のボーダレス化が進む中、日本工業規格（JIS）と国際規格（ISO等）の整合化を進めることは、わが国の重要な国際戦略である。産官学が連携し国際規格への積極的な参加を推進し、わが国主導の国際標準を拡大させること。また、国際標準化活動の次世代を担う人材育成にも官民を挙げて積極的に取り組む必要がある。
- (5) 国際的に見て高止まりしている法人税の実効税率は、企業活力の活性化の観点から引き下げを図るべきである。また、新しい減価償却制度については、幅広い業種で活用されるよう、使用実態に沿った対象機種・装置の選定や手続きの簡素化等、一層の制度整備に努めること。

2．海外事業活動の促進・支援に関する施策

- (1) 東アジア圏を始めとするEPA・FTA締結を加速させるとともに、国際的な企業間競争の進展に対応した企業統合審査の実現や、産業・物流インフラ整備等を戦略的に進めること。
- (2) 知的財産政策の強化は、世界最先端の知財立国を実現するために大変重要である。特許審査の迅速化、効率化を推進するとともに、世界各国との制度調和による「世界特許システム」を早期実現し、わが国企業の国際展開、海外特許取得の支援を拡充すること。
- (3) また、中国や新興国への技術流出・模倣品問題は益々大きくなっている。特許申請及び知的財産保護に関する情報提供や紛争処理における支援をより強化するとともに、「模倣品・海賊版拡散防止条約」の早期

実現に向け、当該国との協議を進めること。

- (4) 租税条約の締結国の拡大に努めるとともに、輸入国側による高関税や数量制限、或いは特殊な規格への適合要求といった非関税障壁の撤廃に向け早急に対処すること。

3. 環境保全、地球温暖化対策及び安全管理の促進に資する施策

- (1) 化学物質排出抑制や資源循環等環境保全への企業の自主的な取組みをより促進させるために、税制優遇措置等企業経営にもメリットが出やすい制度を構築すること。また、リサイクル事業や関連製品の生産についてのインセンティブ付与や政府調達の優先等は、新市場創設にも繋がる重要な施策であり、適用範囲を更に拡大させるべきである。
- (2) 京都議定書の目標達成に向け、製造現場への省エネ・高効率機器の導入促進支援や、それら技術や製品を開発・供給する製造事業者への支援等をより一層充実させること。なお、炭素税等の環境税導入には改めて反対する。
- (3) エネルギー使用が急増するアジア地域を省エネ型経済圏に転換させるためには、当該国に対し世界トップレベルのわが国の省エネ・新エネ技術、環境保全技術を提供することが重要である。政府間の協力関係を更に強化するとともに、当該国の取組みを結実させるための具体的な施策を一層充実させること。
- (4) 安全・安心社会の実現に向け安全な機械を普及させるために、機械安全の国際標準の策定作業を推進するとともに、機械安全標準の普及に努めること。また、安全強化に寄与する各種投資には税制上優遇措置等の支援策を講じること。

4. 経済発展基盤の整備

- (1) わが国経済を更に発展させるためには「安全で活力ある社会」を構築することが重要であり、環境保全や防災等の社会基盤整備を中心とした公共投資を継続的に行うこと。
- (2) 原油価格の高騰等エネルギー価格体系の変化がわが国経済に与える影響は非常に大きい。原子力を基幹としたエネルギーの多様化とベストミックス、エネルギー供給途絶に備えた緊急時対応制度の整備等、総合的かつ戦略的な対策を進めること。
- (3) 都市部と地方の経済格差は益々広がっているが、わが国の経済成長の維持・持続には広範囲な地域での成長が重要である。工場誘致や税制優遇等地域経済の活性化に向けた省庁横断的な施策を一層充実すること。

・当業界のなすべき事項（決意）

1．産業競争力強化に資する基盤整備と企業の活性化

- (1) 廃棄物の再生利用や新エネルギーの利用普及等、環境負荷の軽減に寄与する新規成長分野の開拓に努める。
- (2) 技術革新による新製造方法、新製造機械の開発を促進し、需要者のコスト競争力強化に努める。
- (3) 知的財産の戦略的取得・管理をより一層推進し、海外での特許取得の拡大等の特許戦略の強化に努める。
- (4) 各種産業機械の標準化（再利用、再資源化、安全等を含む）・安全性の確保及び向上・省エネルギー化を推進する。
- (5) 顧客、投資家、従業員及び社会からの期待に応え、業界の一員として法令の遵守を含めた社会的責任を果たしていく。
- (6) 産業振興に寄与する対策を検討し、取りまとめた上で政策当局に提言していく。

2．国際協力・国際交流の推進

- (1) 海外駐在員等を通じて、海外市場に関しての的確な情報把握に努める。
- (2) アジア諸国における環境保全に貢献するため、現地メーカや団体等と環境保全に関する技術交流、啓発・普及活動を推進する。
- (3) 海外の産業機械業界との協調関係をより強化する。

3．環境問題への対応

- (1) 「産業機械工業の環境自主行動計画」に掲げる目標・対応策を着実に実行する。
- (2) 「産業機械工業の環境に関するグランドデザイン」に沿った活動の一環として「環境活動報告書」の内容の充実を図る。
- (3) 揮発性有機化合物（VOC）の使用削減のため、大気排出実績等の調査研究を進める。
- (4) 地球温暖化問題の解決、廃棄物の排出削減、再利用、再資源化のための革新的技術の開発に努め、そのPR・普及のための各種活動を推進する。
- (5) 環境装置に関する更なる新技術及び装置の開発・普及を促進するため、国内外での展示会、フォーラム等各種事業に参画する。

4．その他

- (1) 経済対策、税務問題、労務問題、法務問題等を検討し、業界の発展に資する意見を取りまとめる。
- (2) 従業員、企業、業界の組織的努力により安全意識を更に向上させ、産業事故を未然に防止し、職場のゼロ災害達成を目指す。